

第22期第8回北海道連合海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和4年11月29日(火) 14時00分
- 2 開催場所 札幌市中央区北3条西7丁目
第2水産ビル 4階 4S会議室
- 3 出席委員 会長 工藤 幸博
副会長 川崎 一好 濱野 勝男
委員 阿部 国雄 岩田 廣美 大澤 晃弘
福原 正純 横内 武久 須永 忠幸
今 隆 藤森 康澄 高松 美津枝
瀧波 憲二
- 4 欠席委員 三宅 博哉 原口 聖二
- 5 議事録署名委員 濱野 勝男 阿部 国雄
- 6 議長 会長 工藤 幸博
- 7 事務局 事務局長 加藤 勇
主任 工藤 真人 主任 塚野 拓人 主任 荒野 拓弥
- 8 臨席者
水産林務部 水産局長 近藤 将基
水産局漁業管理課 漁業管理課長 村木 俊文
同 課長補佐(資源管理) 物見 文雄
同 資源管理係長 若山 賢一
同 課長補佐(漁業調整) 石川 傑
同 漁業調整係主査(沖合許可) 坂本 貴博

同	サケマス・内水面担当課長	松村 悟
同	課長補佐（サケマス）	野田 勝彦
同	サケマス係長	小野寺満寛
同	サケマス係主査（増殖）	佐藤 岳志
（国研）水産研究・教育機構 水産資源研究所 さけます部門		
	資源増殖部長	吉光 昇二
	同 事業課 主任技術員	大本 謙一
（地独）北海道立総合研究機構さけます・内水面水産試験場		
	さけます資源部	部長 畑山 誠
同	さけます管理グループ	研究主幹 卜部 浩一
同		主査 大森 始

9 傍 聴 者

石狩後志海区漁業調整委員会	事務局長	林 恒之
檜山海区漁業調整委員会	事務局長	荒井 弘志
渡島海区漁業調整委員会	事務局長	北 弘由樹
胆振海区漁業調整委員会	事務局長	菅原 範彰
日高海区漁業調整委員会	事務局長	相川 英毅
釧路十勝海区漁業調整委員会	事務局長	佐々木義信
根室海区漁業調整委員会	事務局長	松浦 謙二
網走海区漁業調整委員会	事務局長	渡邊 修司
宗谷海区漁業調整委員会	事務局長	山本 重人
留萌海区漁業調整委員会	事務局長	三上 征己

10 議題

議案第1号 北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示（案）
について

11 協議事項

北海道資源管理方針の一部改正について

12 報告事項

秋さけの沿岸漁獲状況について

秋さけの親魚確保・採卵状況について

13 議事の顛末

事務局長

ただ今から、第22期第8回北海道連合海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会にあたり、工藤会長からご挨拶を申し上げます。

工藤会長

委員会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、何かとお忙しいところ、本日の委員会にご出席を頂き、感謝申し上げます。

また、公務ご多忙のところ、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産研究所及び道総研さけます・内水面水産試験場並びに、北海道水産林務部の方々には、ご臨席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、令和4年も残すところ、一月あまりとなり、今年を振り返りますと、秋サケの沿岸漁獲尾数は、11月20日現在で、約3千万尾と昨年の1千6百69万尾を大きく上回り、数量も8万トンに迫る勢いを見せるなど明るい話題がある一方で、イカやサンマなどが軒並み不漁となり、大変厳しい状況となっております。

道水産林務部におかれましては、こうした漁業生産の減少等を踏まえ、漁業生産の早期回復と安定化を図るため、水産資源の適切な管理はもとより、生産回復に向けた取組や価格対策など道内水産業が持続的に発展するよう、取り組んでいただきたいと切に願うところであります。

最後に、本日の議案であります、「北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示」の審議のほか、「北海道資源管理方針の一部改正について」に関する、協議事項や、秋さけ関連の報告が用意されております。

委員の皆様には、忌憚のない活発なご発言・ご審議をお願い申し上げ、委員会の開催の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく申し上げます。

事務局長

次に、本日、ご臨席いただいております、北海道水産林務部、近藤水産局長から、ご挨拶をいただきます。

近藤水産局長

ただ今ご紹介いただきました、北海道水産林務部水産局長の近藤でございます。第22期第8回北海道連合海区漁業調整委員会の開催にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

工藤会長をはじめ委員の皆様方には、日頃より、本道水産行政の推進、とりわけ、本道海域における円滑な漁業調整につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

さて、11月も終盤を迎え、今年の秋さけ漁について振り返りますと、会長のご挨拶にもありましたとおり、尾数、金額ともに昨年を大きく上回り、河川捕獲を加えた、本道への回帰尾数は7年ぶりに3千万尾を超える状況まで回復し、浜が活気づいたものと感じているところです。

道としても海洋環境の変化に強い稚魚の育成など、引き続き秋さけ資源回復のための支援を、引き続き検討していく考えです。

本日の会議であります、10トン未満船による、かじき等流し網漁業につきまして、漁業実態などを把握する必要がありますことから、委員会指示を発動することにつきまして、ご審議いただきたいと思います。と思っております。

このほか、協議事項として、北海道資源管理方針の一部改正について、また、報告事項につきまして、秋さけの漁獲状況、親魚確保・採卵状況についての報告が行われます。

結びになりますが、これから年の瀬を迎え、冬漁が本番を迎える一方、悪天候が続く時期にもなります。各浜が安全操業のもと、海難事故なく、大漁となることをご祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしく願いいたします。

事務局長

近藤水産局長、ありがとうございました。

次に、本日の委員会にご出席されております方々をご紹介いたします。

初めに、新たに北海道連合海区漁業調整委員会の知事選任委員に就任されました方をご紹介いたします。瀧波委員でございます。

瀧波委員

瀧波です。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、関係機関の皆様をご紹介します。

(臨席者紹介)

以上で臨席者のご紹介を終わります。

それでは、この後の議事進行は、工藤会長にお願いします。会長、よろしくお願いいたします。

工藤会長

それでは、初めに出席人数の報告をします。本日は、三宅委員と原口委員が所用のため欠席しており、結果、委員定数 15 名中、13 名の出席を頂いておりますので、委員会は成立します。

次に、議事録署名委員ですが、委員会規程第 6 条により、私から指名させていただきます。濱野副会長と阿部委員にお願いいたします。

それでは、ただ今から議事に入ります。

議案第 1 号の「北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示（案）について」を上程します。

初めに、委員会指示の発動に至った経緯などについて水産林務部から、説明をお願いします、最後に事務局より、「委員会指示（案）」の内容について説明をいたしますので、全ての説明が終わってから、各委員からのご意見、ご質問等を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に水産林務部から説明をお願いします。

坂本主査

かじき等流し網漁業を担当しております、漁業管理課漁業調整係の坂本と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

今般の委員会指示発動に係ります経緯等につきまして、資料に基づきご説明いたします。資料1-1 かじき等流し網漁業10トン未満船の制限についてをご覧ください。

1番のかじき等流し網漁業の現状と課題についてですが、本道沖合におけます、10トン以上船につきましては、大臣届出漁業及び連合海区の承認漁業を経まして、平成30年からは、大臣許可漁業及び知事許可漁業として営まれているところです。

一方、10トン未満船につきましては、道では、これまで自由漁業として営まれてきましたが、10トン以上船が承認漁業となった当時と比較しまして、船形が大型化したことや、かじき等流し網漁業で漁獲されるクロマグロがTAC管理魚種となったこと、また、カジキ類やサメ類などの国際資源を管理する必要があるなど、漁業を取り巻く状況が大きく変化しているところです。10トン未満船につきましては、自由漁業のために、法令等の規制がなく、また、漁獲物のほとんどが道外へ水揚げされているなど、漁業実態が不明であり、漁業の安定的発展等の観点から、実際の操業隻数や漁獲量、経営状況の把握などの基礎的な情報を収集し、当該漁業の管理のあり方を検討していく必要があるものと考えているところです。

次に2の対応の方向ですが、(1)としまして、現状の漁獲努力量が無秩序に増加させず、必要な漁労設備等を現に有して実際に操業するものを対象として、操業の規模や漁獲量等の操業実態の把握を行います。

実施方法としまして、かつて10トン以上船で実施していました実績などを考慮しまして、北海道連合海区漁業調整委員会の指示による承認制で実施することが適切と判断し、今般指示発動に係る協議に至ったものです。

次に、委員会指示の内容ですが、ポイントを絞ってご説明したいと思います。対象魚種の漁法は、カジキ等を漁獲対象とする10トン未満船による流し網漁業。制限海域は北海道沖合海域。制限期間は令和5年1月1日から12月31日までの1年間。承認の対象者は、前年度操業実績者など、委員会が必要と認めるもので、かつ、必要な漁労設備を現に有する着業準備が整っている者となっております。基本的に広く申請を受け付けますが、必要な漁労設備など着業の準備が整っていることが、実地検査で確認できたものを対象として承認を行います。なお、実地検査は日高、十勝及び釧路管内の港で実施すると要領で定められていますが、申請者からの事情などを踏まえまして、追加する必要があることをご了承いただきますようお願い申し上げます。

(5) その他条件としまして、北海道かじき等流し網漁業協議会への加入を要件としております。この件につきましては、かじき等流し網漁業がさんま漁業などと漁場

が重複することや、長い網を使用して、広い範囲で操業することなど、漁業調整や漁業秩序の維持の観点から設定したものです。

以上のとおり、今般の委員会指示発動にかかる経緯等について、ご説明させていただきましたので、よろしく願いいたします。

工藤会長

はい。どうもありがとうございます。次に、事務局から「北海道沖合海域におけるかじき等流し網漁業に係る委員会指示（案）」を説明させます。

事務局長

それでは事務局の方からかじき等流し網漁業にかかる委員会指示（案）の内容につきましてご説明させていただきます。委員会指示の内容につきましては、平成30年以降に許可制等に移行しました。10トン以上船のかじき等流し網漁業の委員会指示をベースに作成をさせていただきます。初めに資料の1-2、A4版横向きの委員会指示の新旧対照表をご覧ください。左の欄が今回の10トン未満船の委員会指示案で、右側が平成30年まで指示しておりました10トン以上船の委員会指示の内容となっております。下線を引いたカ所が変更カ所となりますが、欄の右端の改正事由等の欄をご覧になりながら、変更カ所をご確認いただければと思います。まず前段の部分ですが、委員会指示の番号になりますが、これは委員会で承認を経た後、決済を経て番号が入ることになります。次に前段の文章ですが、北海道知事許可漁業の操業区域と整合させ、あわせてサメを漁獲していることから、サメを追加記載しております。また、令和2年に漁業法が改正されておりますので、条項を変更しております。年次については、決済の年月日を記載することとし、会長名につきましても変わっておりますので、記載を変更させていただきます。次に、1の操業の承認についてですが、漁船のトン数階層10トン以上から10トン未満の船舶をして使用して、に変更するとともに、操業区域の明示を追加させていただきます。次に2の操業区域についてですが、知事許可漁業の操業区域と整合させるとともに、操業区域外の海域等につきましては、項目ごとの列挙に変更させていただきます。次に3の承認の対象者ですが、承認の対象となる操業区域を明示するとともに、必要な漁労設備を備える者を承認の対象とする旨を追加させていただきます。次に4の使用船舶の制限ですが、トン数階層を10トン未満に変更させていただきます。次に5の操業の承認をしない場合についてですが、実地検査において漁労設備等が不備な場合は、承認しないことを条件としてさせていただきます。次に6の操業期間につきましては、令和5年1月1日から12月31

日までと変更してございます。次に旧7の禁止区域については、2項の操業区域に集約して整理してございますので、削除としております。また、旧8の陸揚港の制限につきましても、道外で水揚げされることも想定されますことから、陸揚港を限定しないこととし、削除してしております。次に7の条件ですが、漁業法改正後の知事許可漁業の記載と整合させるとともに、記載事項を統一させております。また、流し網の網目や長さを項目ごとに記載するとともに、条項番号及び文言等を整理してございます。次に8の漁獲成績報告書の提出についてですが、知事許可漁業の記載と整合させるとともに、提出期限を変更してございます。次に9の承認の取り消しについては、旧条文に記載されている国の当該省令が廃止されたことから、削除としております。次に10の事務取扱要領についてですが、令和5年の取扱要領を定めることに変更してしております。最後に11の指示の有効期間については、操業期間と同様に令和5年1月1日から12月31日までと変更してしております。この内容を反映しました委員会指示の全文につきましては、資料1-3となりますのでご覧いただきたいと思っております。この委員会指示本文の2枚目の10で、承認の取扱いは、令和5年かじき等流し網漁業承認等事務取扱要領に定めるとされておりますので、その内容について説明をさせていただきたいと思っております。それでは、資料1-4、A4判横のかじき等流し網漁業承認等事務取扱要領新旧対照表をご覧ください。下線を引いたカ所が変更カ所となりますが、欄の右側、改正事由等の欄をご覧になりながら変更カ所をご覧いただきたいと思っております。まず前段についてですが、年次の変更、指示番号や条項の番号の変更及び会長名を変更してございます。次に、1の承認の申請ですが、実地検査を受検する港や希望日を選定させることとしております。また10トン以上船に係る記載事項を削除するとともに、不要な規定や文言を整理してしております。さらに、かじき等流し網漁業に必要な設備を備えていることを誓約する書面を提出することとしております。また、道外の組合員外者の申請を排除してはいたしましたが、排除する理由がございませんので、申請を可能としてございます。次に旧2の使用船舶についてですが、今回の委員会指示は10トン未満船限定なので記載を削除してございます。次に2の申請の受付期間ですが、令和4年の12月10日までに申請書を提出するものとし、承認後の代船申請等はこの限りではないとしてございます。次に3操業の承認についてですが、前年承認実績のない者の扱いについて定めるとともに、これまで全く当該漁業の経験のない者の扱いについても定めてございます。また、広範囲の漁場を使用する特性など、漁業調整の観点から、業界団体への加入を要件としてございます。次に4の承認証の交付についてですが、実地検査が承認の要件となることや陸揚港を設けない記載としてございます。次に5の承認証の書換え交付についてですが、推進機関の馬力数に

については知事許可漁業と同様に規制対象外のため削除してございます。6の承認証の再交付と7の標識版等の様式についてですが、こちらは文言の整理や標識番号等を変更してございます。8の休業届を及び廃業届の提出については、廃業届に係る規定を追加しております。9の漁獲成績報告書の提出については、提出方法と資源管理上必要な場合に報告を求めることができる規定を追加しております。最後に資料1－5につきましては、この内容を反映した令和5年の取扱要領の前文となっております。後ろの方に承認申請等の様式を添付しておりますので、後ほどご覧願います。以上で、かじき等流し網漁業に係る委員会指示（案）の説明を終わります。

工藤会長

はい。一通りの説明が終わりましたので、これより、委員の皆様から、ご意見、ご質問をいただきたいと思っております。なお、議事録作成の都合により、発言される委員におかれましては、事務局がマイクをお渡ししますので、それから発言をしていただくようお願い申し上げます。それでは、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委 員

（ありませんの声）

工藤会長

特に、ご意見等はないようなので、原案のとおり委員会指示を発動することで決定して、よろしいでしょうか。

委 員

（異議なしの声）

工藤会長

ウェブで出席の委員の皆さんもよろしいですか。

委 員

（ウェブ出席の全委員○の札を表示）

工藤会長

はい、ウェブで参加の委員の皆様も全員賛成とのことで、ありがとうございます。それではそのように決定させていただきます。

続きまして、協議事項に移ります。「北海道資源管理指針の一部改正について」を上程いたします。内容の説明について、水産林務部よりお願いいたします。

若山係長

漁業管理課資源管理係の若山と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

北海道資源管理方針の一部改正についてですが、資料2-1と資料2-2をご覧ください。北海道資源管理方針は漁業法に基づき北海道知事が定めるものとなっておりますが、今回改正を行うものです。資料2-1の新旧対照表の右が改正前の現在の内容となっており、左が今回改正を行う予定の内容となっておりまして、改正部分のみを抜粋してお示ししております。今回の主な改正内容は大きく分けて4点となります。

まず一点目ですが、新旧対照表の1ページ目、第1の1に規定する漁業の状況について、漁獲量等の情報を直近の情報に更新し、また、表現ぶりを整理しております。

続いて2点目ですが、漁獲報告に関する規定の修正ということで、3月にクロマグロ、スルメイカ、スケトウダラで変更いたしました、TAC報告の期日等に係る記載内容の一部修正につきまして、新旧対照表の2ページから6ページまでに記載のとおり、サンマ、マイワシ、ズワイガニにつきましても、同様に国の資源管理基本方針の記載内容と整合を図るため、変更を行うものです。なお、クロマグロにつきましては、前回改正の際に一部修正漏れがあった部分について軽微な文言の修正を行うものです。

続いて、3点目ですが、新旧対照表6ページをご覧ください。中段に別紙2というものがあります。特定水産資源、いわゆるTAC魚種は、この道方針の中では別紙1に定められておりますが、TAC魚種以外の水産資源のうち、国の資源管理基本方針に資源管理の目標が設定された魚種を別紙2として定めることとします。これは、TAC化に向けた議論は行ったが、結果的にTAC管理は行わない魚種などが定められる場所ということになります。

ただし、現時点でTAC魚種以外に国内資源で国の資源管理基本方針に目標が定められている魚種が無いことから「該当なし」としますが、今後の新規TAC魚種の議論の進捗によっては、議論は行ったが、結果的にTAC管理は行わない魚種や、大臣許可漁業の資源管理計画の対象となっているTAC魚種以外の魚種が追加されていくものと考えております。

続きまして、4点目は、今回の一番大きな改正内容で、道方針の別紙3の追加です。改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく認定協定へと移行していくこととなります。認定協定への参加は漁業収入安定対策やセーフティネット事業等の要件となっており、道内でも現行の資源管理計画を期日までにスムーズに協定に移行していく必要がありますが、漁業者が協定を締結し知事が認定するためには、対象となる漁業資源が北海道資源管理方針の別紙に位置付けられている必要があるため、今後、現在の資源管理計画の対象となっている全ての魚種について、この資源管理方針に資源管理の方向性を定めていくこととなります。

今回は、まずは資源管理計画の対象となっている魚種のうち、資源評価が行われている19魚種について、北海道資源管理方針の別紙3に追加するものです。別紙3というのは、国が定める資源管理基本方針に目標が定められていない魚種、これを都道府県知事が都道府県方針に定める場所ということになります。

それぞれの魚種ごとの資源管理の方向性は、新旧対照表の6ページ以降をご覧ください。

別紙3-1のサケから、サクラマス、カラフトマスと続いて、18ページのヤナギダコまでの19魚種を今回追加することとしており、別紙の構成としては第1に水産資源、第2に資源管理の方向性、第3に漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項、第4その他重要事項が記載されております。

第2の資源管理の方向性の基本的な考え方については、資源が低位又は低水準のものは、5年後2027年までに中位又は中水準以上に回復することとしています。また、中位、中水準以上の資源についてはその資源水準を維持することを資源管理の方向性として定めております。第3、第4についてはいずれの資源においても同様の内容としております。なお、「さけ北海道海域」については、ふ化放流計画に基づき資源造成を行っている魚種なので、「北海道さけ・ます人工ふ化放流計画中期策定方針」に基づき、来遊資源2,800万尾の回復を目指すという内容としております。

資料2-2は全文を記載されているものを添付しておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。説明は以上となります。

本件につきましては、現在、漁業法に基づき各海区漁業調整委員会に対して諮問をしている旨申し添えます。ご審議についてよろしくお願い申し上げます。

工藤会長

はい、ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員の皆様からご意見、ご質問を頂きたいと思えます。何かご意見、ご質問などはございせんか。

委 員

(ありせんの声)

工藤会長

特に、ご発言等はないようですので、本件について、決定してよろしいですか。

委 員

(異議なしの声)

工藤会長

ウェブで出席の委員の皆さんもよろしいですか。

委 員

(ウェブ出席の全委員○の札を表示)

工藤会長

はい。ありがとうございます。それではそのように決定させていただきます。

続きまして、報告事項に移ります。報告事項の1と2は秋さけに関連する事項ですので一括して報告を受けることといたします。初めに「秋さけの沿岸漁獲状況について」と「秋さけの親魚捕獲・採卵状況について」を水産林務部から説明をお願いいたします。

小野寺係長

漁業管理課サケマス係の小野寺と申します。座って説明させていただきます。

報告事項(1)の「秋さけの沿岸漁獲状況について」ご報告させていただきます。お手元の資料3をご覧ください。この資料は、11月20日現在の全道の秋さけ漁獲尾数を取りまとめたものでございます。

全道の漁獲尾数ですが、一番下の段の左となりますが、全道総計2,933万7千尾となりまして、前年同期の176%となっております。漁獲金額につきましては、同じ下の段

の真ん中になりますが、全道総計 638 億 3 千万円となりまして、前年同期の 142.4% となっております。

左の欄に戻りまして、上から海域別の漁獲尾数ですが、前年同期の比率のみ読み上げます。オホーツク海域では、前年同期の 174.8%、根室海域では 195.9%、えりも以東海域では 120.2%、えりも以西海域では 218.3%、日本海海域では 180.4% となっております。各海域の漁獲金額はそれぞれ右の欄となります。各地区の詳細につきましては、後ほどお手元の資料をご覧くださいと思います。以上でございます。

佐藤主査

漁業管理課サケマス係の佐藤でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

資料の 4 になりますが、北海道さけます増殖事業協会が 11 月 10 日現在で取りまとめた全道の捕獲採卵の状況と、種卵の確保状況について、ご説明させていただきます。

上段の表、捕獲・採卵ですが、左側の親魚捕獲数について、一番下の欄の全道計でご説明いたします。全道の捕獲計画は 121 万 7,300 尾、それに対しまして、実績では 360 万 2,034 尾、達成率は 296% となっております。

次に、同じく上段の表の右側、採卵数ですが、こちらも全道計でご説明いたします。全道の採卵計画は 11 億 6,664 万粒、それに対しまして実績では 11 億 3,758 万 5 千粒、達成率は 98% となっております。

続きまして、下段の表、種卵確保ですが、種卵の移動を含めた収容卵数で整理しております。一番下の欄の全道計で、ご説明いたします。まず左側、前期の計画は、4 億 1,829 万粒、それに対しまして、収容実績では、5 億 6,157 万 7 千粒、達成率は 134% となっております。続いて、中央中期の計画は 5 億 30 万粒、それに対しまして収容実績では、4 億 9,312 万 5 千粒、達成率は 99% となっております。次に右側、後期の計画は、2 億 4,805 万粒であります。11 月 11 日からの採卵となりますので、実績は空欄となります。合計で 11 月 10 日までの種卵の収容実績につきましては、計画が 11 億 6,664 万粒、実績で 10 億 5,470 万 2 千粒、達成率は 90% となります。また、11 月 28 日現在の状況について、北海道さけます増殖事業協会によりまして、全道合計で 105% の種卵を確保していると聞き取りしたところであります。

なお、採卵実績数と収容実績の差については、主に道外への移殖実績となっております。これは、近年、全国的に厳しい来遊状況が続くなか、本年は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の 5 県から種卵供与の依頼があり、道としては、道内の採卵計画

の達成が見込める場合に供与することとし、漁業関係者や増殖事業団体のご努力により、確保された余剰卵について、都度、道増協を主体とした種卵の需給調整により、道内で余剰となった種卵について、道外への移殖を行い、全国的な資源づくりに寄与したものであります。

また、各海区別の内容については、後ほどお目通しいただきたいと思っております。

続いて、裏面をご覧ください。令和4年度のカラフトマスと、サクラマスの捕獲採卵状況になります。

上段のカラフトマスですが、10月17日で捕獲が終了しております。左側の親魚捕獲数の全道計ですが、捕獲計画は34万9,100尾、それに対しまして、捕獲実績では4万8,858尾、達成率は14%となっております。次に、同じく右側、カラフトマスの採卵数ですが、採卵計画は1億5,690万粒、それに対しまして採卵実績では、2,799万1千粒、達成率は18%となっております。

次に下段のサクラマスですが、10月8日で捕獲が終了しております。左側の親魚捕獲数の全道計ですが、捕獲計画は6,225尾、それに対しまして捕獲実績では、1万1,471尾、達成率は184%となっております。同じく右側 サクラマスの採卵数ですが、採卵計画は650万6千粒、それに対しまして、採卵実績では、683万8千粒、達成率は105%となっております。各海区別の内容については、後ほどお目通しいただきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

工藤会長

はい、ありがとうございます。次に、さけます・内水面水産試験場から、本年度の秋さけの来遊状況に関する説明をお願いします。

ト部研究主幹

さけます・内水面水産試験場のト部です。座って説明させていただきます。資料5、令和4年2022年前中期の秋サケ来遊数(暫定値)についてという資料でご説明します。

表1をご覧ください。表1のですね、上段全道の部分の数値についてご説明します。令和4年、前中期の秋サケ来遊数、沿岸での漁獲数と河川での捕獲数の合計ですけれども、その合計は3,139万尾、予測値の161%、前年同期の175%の数量となっております。

来遊数のうち河川捕獲数は343万尾となっておりまして、ここに数値訂正がございます。予測値の248となっておりますけれども、表のですね、右端、うち河川捕獲数と書かれているところもですね、この記載を間違っております。上から3行目にあります

137.9%が、正しい値です。予測値の138%、前年同期のこの数値が間違っております。343%となっておりますけども、同じく、表の右端のうち河川捕獲数の全道の部分の最下段、193%の数量となっております大変申し訳ありません。

年齢別の来遊数について見ますと、5年魚は288万尾で予測の69%。前年同期の57%の数量となっております。4年魚は2,262万尾で予測の179%、前年同期の224%となっております。3年魚は563万尾となっております、予測値の237%、前年同期の212%という数量となっております。全道の下にですね、各地区別の年齢別の来遊数についてお示ししております。後ほどお目通しくさせていただきますようお願いします。

続きまして裏面、全道の年別年級別来遊数についてです。本年も前中期の来遊数は昨年の最終の来遊数を大きく上回る数量となっております、7年ぶりに3,000万尾を超えるということが確定しております。図1です。R4年まだ確定しておりませんので、網掛けで示しております。年級別の来遊数、下の図2になりますけれども、平成12年級以降ですね、減少傾向にありましたけれども、平成30年級では、平成26年級を上回る水準にまで回復すると見られます。

次に年級別年齢割合の推移、通算についてですけれども、平成20年級以降ですね、5年魚の割合が連続して低下を続けていく、弱齢化ということが生じてきておりました。平成28年級ではですね、5年魚の割合が増加に転じ、高齢化に向かったということでご報告しておりますけれども、平成29年級では再び高齢魚の割合が減少するという状況となっております。

ここでですね、お示しできていないんですけれども、平成30年級に関しましては、5年魚の回帰を待たないとですね、はっきりしたことは申し上げられませんけれども、平成30年級ですね、成熟年齢は上昇基調にあるというふうに見受けられております。

次に魚体重です。平成29年以降のですね、全道の旬別、平均魚体重を図4としてお示しております。平成30年は、近年ではもう著しく魚体重が小さい年となりました。しかしですね、その翌年、令和元年には大幅に増加するというところで、目廻りの回復というものに期待が持たれていました。しかしながら令和4年の魚体重について見ますと、今年ですね、5年魚の割合が低かったこと、それに加えて、年齢別で見ても、魚体重が小型であったという、かなり特殊な状況が重なりまして、漁期を通じて極めて小型、過去10年平均の81から89%というサイズで推移しております。以上でご説明を終わらせていただきます。

工藤会長

ありがとうございました。次に、秋さけ関係の最後になりますが、水産資源研究所から「全国の秋さけの採捕・採卵・漁獲状況について」の説明をお願いします。

吉光資源増殖部長

全国の秋さけ捕獲採卵の状況について報告いたします。

資料6の真ん中より右側の列に沿岸来遊数という数字がございます。その数字で説明して参ります。一番下から3行目に、全国の合計の数字がございます。11月の10日現在で、一部10月末のところもありますけども、全国で、3,303万尾の来遊状況となっております。前年比で見ますと、178%となっております。

このうち本州についてです。中段のところ、スペースをとってありますが、その下に本州の合計の数字があります。本州の合計が40万1,700尾という来遊状況となっております。前年比では157%となっております。これは平成以降では最も少なかった昨年、これについて2番目に少ないという状況となっております。

本州太平洋側の各県における、前年比の数字で見ますと、青森県太平洋側では142%、岩手県では127%、宮城県では142%という状況となっております。

下に下がっていただいて、本州日本海側の状況でございます。青森県の日本海側では179%、秋田県では約48%、山形県では151%、新潟県では150%と前年を上回っております。一方で、より西に位置します富山県では89%、石川県で29%と前年を下回る状況となっております。

本来、本州の来遊は11月以降にピークを迎えます。今のところは前年を上回る状況、来遊となっている県が多いものの、依然として深刻な来遊不振の状況が続いている状況でございます。以上です。

工藤会長

ありがとうございました。以上で、秋さけに関する説明が全て終わりましたので、各委員からご意見、ご質問を頂きたいと思っております。どなたか、ご発言はございませんか

岩田委員

これ前年対比して100以上と出ているんだけど、獲れているところはいいんですけども、湾内にしても、胆振西部にしても、えりも以東にしてもかなり少ない、前年対比、去年が悪かったから今年はこれくらいあるけれども、これ来遊予想でこういうふうになるんだけど、なんでしたら湾内、それから胆振西部の太平洋側、それからえりも東部の

太平洋側では来遊がなぜ悪い。業界紙については、4年前の稚魚が日本海にしてもオホーツクにしても、生き延びた、太平洋側は悪かったと、どういう条件で悪かったのか。それと俺思うに、この3年間っていうのは、道東の巻き網、巻き網で獲っているとは言わない。だけど、来遊の障害にはなると思う。200メートルもある網が21船団ずっと毎日やってたら魚が南下してきたときに、そんな物があつたらどっかに移動するんだよ。移動して元に戻るのか、戻らないと思う。この辺の検証をきちっとしなければ、一所懸命孵化事業をしようとして努力しているんだけど、原因はつきりしてもらわなかったらやっている意味が無いと考えるので、中の島でも北水研でも検証してもらいたい。特に戻り地帯、道南に関しては、まるっきりダメ。その辺を昨年対比百何十%帰ってきてるべやと、みんな言う。そうでなく、全盛期と対比した比率を出してもらわなければ、前年度対比どうのこうの言っただけ、まるっきり獲れねえのに対前年比百何十%ですよと、話にならねえべや。違う。

工藤会長

はい、どなたか。

ト部研究主幹

はい、今、岩田委員のおっしゃられたとおりだと思います。

特にえりも以西ではですね、去年が歴史的な大不良でしたから、その130%だと言っても過去から比べたらまだまだ、不漁中の不漁の状況にあるとの認識でおります。そのような中ですね、まずなぜそういうことが起きているのかということについてですけども、まだまだちゃんとお答えできないところがあるというのが正直なところです。

ただ最近つかみかけてることとしましては、どうも後期群の回帰が落ちてきているというのは明らかだというふうに見えています。ですから後期群への依存度の高い地域はより厳しい状況に置かれているという、この状況と重なっているんだらうというふうに思ってます。そんな中で後期群の回帰率をどう高めていくか、前期群も含めて回帰を高めていく、その中でも後期群の回帰率を高めていくにはどうすればいいかというところですね、そこは道庁さんとも先日協議しまして、具体的な放流策にどう結びつけていくかというご提言をしていきたいというふうに考えております。

あと原因の部分ですね、これは我々の方からご説明すべきことでないと思うんですけど、もし間違っていたら水産資源研究所さんの方からも説明補足いただきたいんですけども、岩手県も含めて太平洋沖の方ではですね、黒潮の勢力にすごく大きな影響を受け

ているというふうに見られています。そのような中、北海道の南部、太平洋のえりも以西方面も含めてですね、黒潮の勢力の拡大というものが、えさ環境も含め悪くしてしまっているという可能性も指摘されていますので、そのことと、後期の資源減少というものがどう関わりを持っているのか、そこに着目した上でですね、具体的な放流手法のご提言っていうところに繋げていきたいというふうに考えております。

岩田委員

これ、日本海もそうだったんですけど、資源回復するったら、10年から15年かかる。そのままのやり方でやっていったら、噴火湾なんて、まして渡島の遊楽部のサケっていうのは、特別なサケだと。この資源をまるつきり無くする。これあの俺思うに、今まで悪くても遊楽部系強かった。他の地区悪くても。ここ2、3年ぐっと落ちている、これには俺、巻き網船団の21船団、200メートルもの網を釧路沖からやってる。そしたら回遊する魚に影響無いといえない。巻き網がアキアジ獲ってるんでねえか。中には獲っているやつもあるかもしれないけれども。魚道に関して、かなりの影響あることは間違いない。その辺もきちっとやっとなないと。あくまでも一生懸命稚魚を、後期群であろうが中期群であろうが増やしたって、そういうものがある以上、回復しねえと。その辺の資源づくりに関しては、みんな獲る方は真剣だと、資源が回復したときにノルマでこうやってああやってって言うんだけど、回復するまでの間、何年かかる、10年も15年もかかったら定置漁業者みんな参っちゃう。この辺もただ黒潮の影響でねえか、なんだかんだって、その辺も速急に出してもらわなかったら、10年も15年もかかっていたら定置漁業者みんなバツタしてしまう。それも今までずっとやってきた中で、誰も孵化事業の指導っていうのは、内水面の指導によってやってきている。俺らがこうやりたいああやりたいでなくて。稚魚はこうやりなさい、卵は水温抑制をかけなさい、いろいろ指導やってきて、放流時期は昔から言われるサーモンロードが本当は今は環境変わって、そうではなくどういうふうにしたら生き延びるのか、その辺だって早く答え出さなかったら、いつまで経ったって結論は出てこない。黙って滅びるのを待つのかっていうことになる。この辺をしっかりとしてもらわないと困ると思う。

松村サケマス・内水面担当課長

会長、ちょっとよろしいでしょうか。

工藤会長

はい、お願いします。

松村サケマス・内水面担当課長

サケマス・内水面担当課長の松村でございます。

今、岩田委員からお話ありましたけれども、やっぱり今年は特に、岩田委員おっしゃったように、海域別では、全道を押し並べて、前年比を上回っている状況でございますけれども、やっぱり細かく見ると、地区地区で非常に伸びてないところが出てきております。今年については特にそういうところが大きく浮き彫りになった年ではないかなというふうに考えてます。

委員おっしゃるとおりですね、やっぱり、新たな資源づくりの体制っていうのは必要ではないかなというふうに、私どもも感じております。これから各地区ともですね、いろんな今年の問題点を洗い出しながらですね、浜の人方、増殖事業団体と一緒にですね、資源づくりどうしていくのかっていうことをですね、研究しながら、議論しながら進めていきたいというふうに考えております。

これ時間かかるという話もございましたけれども、ふ化放流事業やめてしまえば、そこで終わりのわけですから、早めですね、皆さんと議論しながらですね、資源づくりを継続していきたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いたします。以上です。

工藤会長

よろしいでしょうか岩田委員。

はい。それでは、その他なにかご質問ございませんか。はい。今委員さん。

今委員

留萌の今であります、今の資料5のですね、魚体重のことでちょっとお聞きしたいと思えます。平成30年には、著しく低かったと、しかし、令和元年には大幅に増加したとありますが、本年はですね、5年魚の割合が低かったということで、年級別の魚体重も小型であったと、こういうふうに述べておられますが、この小型化の件については、今後も、こういうふうなことで推移していくのか、そして今後の漁獲量に対してどのような影響があるのかを、ちょっと教えていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

ト部研究主幹

はい。魚体重についてですけども、極めて特殊な状況になっているというふうに認識しております。この状況の北海道全体で、地域によっては小型化だとかという年もありますけども、どの地域をとってもこれほど小型化した年は初めてです。

この状況につきまして、海外の方の事情聞いてもですね、アラスカでも非常に小型化、今年したという話があってですね。その原因について何かということのアラスカの方でもいろいろ検討されてるようなんですけれども、どうもベーリング湾からアラスカ湾にかけて日本系のサケが成長する、アラスカ系のサケが成長する場所も、どうもこれは温暖化の影響だというふうに指摘されてますけども、えさ条件が悪くなっていることによって小型化しているのではないかというふうな見方をされています。そのえさが減っている中で、ロシア系とアラスカ系のカラフトマスが増加しているということが、シロザケのですね、日本系を含むシロザケの成長に悪影響をおよぼしたんだというふうに、今のところ理解されています。

ではこれが今後どうなるのかということについてなんですけれども、令和元年の場合、1年でですね大幅に回復したというところを見ますと、連続してこれが継続して小型化していくものではないかというふうな見方をしております。ただ、気候変動の影響によるということが正しいとするならば、今後も、こういった状況が起きてもおかしくないというふうに見ておりますので引き続きここ注視が必要なところだというふうには考えております。

工藤会長

よろしいでしょうか。今委員さん。

今委員

はい、わかりましたけどもね。例えば、来遊数が増えてもですね、小型であれば、漁師も組合にしてもですね、増協にしても、金額が上がらないわけですね。やっぱり今後のいろんな魚でも、アキアジに限らずですね。小型化っていうのはやっぱり将来的に、あまりいい傾向ではないというふうに認識をしておりますが、そこら辺について、もうちょっと深く教えていただきたいなと思います。

ト部研究主幹

はい。小型化というのは、尾数の割には漁獲量が伸びないということはもちろんですね、増殖事業の面でも、魚が小型化すると卵も小さくなってしまいます。

ですからふ化放流する現場の場長の皆さんからするとですね、小さい卵から大きな稚魚を作らないといけないという、さらに放流上のまた難しさが加わってくるという面で、さっきの資源づくりという点ではですね、水揚げにはもちろん、水揚げの影響もそうなんですけども4年後の水揚げに繋がるための稚魚の育成という面でもマイナスになるということも想定されます。

ただ小型化を抑えることができるかどうかというところがですね、我々の力及ばないところですから、仮に小型化するとした時にですね、少なくとも増殖事業、放流する種苗をしっかりとつくるという技術を、いかにそこを高めていくか、そこが非常に重要になってくるというふうには考えております。

今委員

はい。ありがとうございます。前回、前々回ですか、この委員会でですね、浜の方から、予想も現実もいろいろと指摘があったようでございますが、今年はですね、岩田さんからの指摘はあるもののですね、昨年よりもどの海区でもよかったっていうことは、私は、その点については素直に喜んでいいのかなと、ただ今後、来年以降ですね、いろんな課題が山積しているやに聞いておりますので、来年以降もですね、いい状況であって欲しいなど、このように願っているわけで、また試験研究機関の皆様におかれましてはですね、今後またいろいろご指導をお願いしたいというふうに思います。ありがとうございました。

工藤会長

はい、どうもありがとうございます。

その他、ありませんか。特にご質問等がなければ本件はこれで終了してよろしいでしょうか。

委 員

(異議なしとの声)

工藤会長

それでは、以上で本日予定していた審議については全て終了いたしました。委員の皆様からこの機会に何か、ご発言等はございませんか。

委 員

(ありませんの声)

工藤会長

特に、無いようでございますので、以上を持ちまして、本日の委員会を閉じたいと思います。

委員の皆様方には、長時間にわたりご審議、ありがとうございます。

また、水産研究・教育機構水産資源研究所及び、内水面試験場、水産林務部の皆様方にも、公務ご多忙の中、ご臨席賜り、ご説明やご指導を頂き、厚くお礼を申し上げます。

本年の北海道の漁業は厳しい状況でありましたが、各浜ではこれからタラなどの冬の漁が始まります。安全操業を心がけ、海難事故には十分に注意するよう浜へのご指導をお願い申し上げます。今回が今年最後の委員会開催となりましたが、皆様のご協力のもと、円滑に委員会運営を進めることが出来ました。心よりお礼を申し上げます次第であります。

北海道の水産業にとりまして来年がより良い年となることを心から御祈念申し上げます。まして閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

(15時10分終了)

以上、委員会の顛末を記録した事実と相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年11月30日

北海道連合海区漁業調整委員会 会 長 工藤 幸博

議事録署名委員 濱野 勝男

議事録署名委員 阿部 国雄